

第93回北海道国土利用計画審議会

議 事 録

開催日時：平成28年1月25日(月) 15:00 ～17:00
開催会場：第二水産ビル 3階3G会議室

第93回北海道国土利用計画審議会

- 次第
- 1 開会
- 2 挨拶
- 3 議題

○北海道土地利用基本計画（計画図）の変更について

○その他

- 4 閉会

○ 出席者

(委員側)

会長	中村太士
委員	大場英彦
〃	岡村雅敏
〃	小野寺理佳
〃	工藤博行
〃	小林康雄
〃	迫田宏治
〃	永野仁子
〃	島山京子
〃	平間育子

(道側)

総合政策部政策局
総合政策部政策局土地水対策課
〃

計画推進担当局長 佐々木 誠也
課長 佃 昇
主幹 平 賀 功 浩

(事務局)

総合政策部政策局土地水対策課
〃

主査 渡 辺 博 之
主任 夏 堀 祐 子

(関係課)

環境生活部環境局環境推進課
環境生活部環境局生物多様性保全課
農政部農業経営局農地調整課
〃
水産林務部林務局森林計画課
〃
建設部土木局河川砂防課
建設部まちづくり局都市計画課
〃

主査 大 月 淳
主査 榎 本 章 司
主査 行 天 真 人
主任 石 垣 一 哉
主幹 木 幡 安 順
主査 米 山 と も み
主査 渡 邊 信 明
主任 菊 地 和 之
主任 内 堀 康

1 開会

□ 事務局（佃課長）

ただ今から、第93回北海道国土利用計画審議会を開催させていただきます。

私、本日の司会を務めさせていただきます北海道総合政策部政策局土地水対策課長の佃でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、審議会の開催に当たりまして、総合政策部政策局計画推進担当局長の佐々木より、ご挨拶を申し上げます。

2 挨拶

□ 事務局（佐々木計画推進担当局長）

ただいま紹介のありました総合政策部計画推進担当局長の佐々木でございます。

本日は、年初の大変お忙しいところ、また、お足元の悪い中、本審議会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

中村会長をはじめ委員の皆様には、日頃より土地利用に関する施策はもとより道行政の推進にご指導、ご協力を賜り、この場をお借りしまして感謝申し上げます。

道におきましては、本年を「北海道創生加速化元年」と位置づけておりまして、最重要課題であります人口減少問題などに対応する「北海道創生総合戦略」や、ただ今策定作業を行っております「新たな総合計画」、これらを元にししまして、食や観光といった強みを活かしながら、また、北海道新幹線が3月26日に開業いたしますので、その効果を最大限に発揮し、北海道の更なる発展に向けた取り組みを進めてまいりたいと考えております。

本日は、土地利用基本計画図の変更案件12件について、ご審議をいただくこととしております。

道といたしましては、本審議会のご意見を踏まえまして、土地利用基本計画図の変更を行うこととしておりますので、委員の皆様のご意見の忌憚のないご意見を賜りますようお願いいたします。

また、前回の本審議会においても若干ご説明させていただきましたが、昨年8月に「第5次国土利用計画（全国計画）」が閣議決定されたことを受けまして、現行の「北海道計画」の変更に向けた作業を開始したところでございます。この変更に際しましては、本審議会のご意見をいただくことになっておりますことから、本日は、変更に当たっての基本的な考え方などについてご説明させていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

□ 事務局（佃課長）

本日の審議会における出席委員数についてでございますが、委員総数15名のうち10名の委員のご出席をいただいておりますので、北海道国土利用計画審議会条例第6条第2項の規定により会議が成立していることを、ご報告申し上げます。

次に、本審議会につきましては、北海道情報公開条例第26条によりまして、会議を原則、公開することとしており、また、議事録につきましても同様の取扱いとなりますので、後ほど、会長に議事録署名委員のご指名をお願いいたします。

それでは、早速、議事に入ります。

議事の進行につきましては、中村会長をお願いいたします。

3 議事録署名委員指名

□ 中村会長

はい。お忙しい中、集まっておいただきましてありがとうございます。

時間も限られておりますので、早速議事の方に入りたいと思っておりますけれども、まず、先ほど、事務局から説明がありました議事録署名委員について、指名をさせていただきたいと思っております。

議事録署名委員については、会議の都度、指名させていただく2名と私が議事録に署名することとなっておりますので、ご了承ください。

これまで委員名簿の五十音順にその時の出席者に当てはめて、お願いしておりましたので、今回は、小林委員と迫田委員をお願いしたいと思います。

よろしくお願いいたします。

4 議事（北海道土地利用基本計画（計画図）の変更について）

□ 中村会長

それでは、議題の「北海道土地利用基本計画（計画図）の変更について」ですが、お手元に諮問文の写しが配付されておりますとおり、高橋知事から本審議会に諮問がありましたので、この件について審議してまいりたいと思います。

それでは、「北海道土地利用基本計画（計画図）の変更について」事務局から説明をお願いします。なお、ご意見やご質問については、事務局からの説明の後、一括してお受けしたいと思いますので、よろしくお願いします。

では、事務局から説明をお願いします。

□ 事務局（平賀主幹）

土地水対策課の平賀でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、今般、審議会に諮問させていただいております「北海道土地利用基本計画（計画図）の変更について」ご説明いたします。恐縮ですが座って説明させていただきます。

本日は、森林地域の拡大7件と縮小5件についてご審議いただくこととしています。

なお、本日お配りしました資料については、事前に送付させていただいた時点では未確定であった個別法審議会の状況の追記ですとか、また、記載の誤りがございまして一部修正を加えた箇所がありますのでご了承願いたいと思います。

さて、ただ今申し上げたとおり、本日の案件はすべて森林地域に関するものですが、過去の審議会におきまして、特に森林地域の縮小に係る案件については、追認でございますとか、後追いだのご指摘を度々いただいておりますことから、あらためて個別規制法に基づく地域・区域の変更と土地利用基本計画の変更との関係等について、ご説明させていただきたいと存じます。

土地利用基本計画は、都市計画法や森林法など個別規制法による諸計画の上位計画としての役割を果たしておりまして、個別規制法による地域・区域と土地利用基本計画の地域区分とがかい離しないように運用するとともに、個別規制法による地域・区域を変更しようとする場合には、総合的に調整する必要がございますことから、一部の例外を除きまして、あらかじめ土地利用基本計画を変更することとなっております。都市地域でございますとか、農業地域等での開発行為につきましては、そもそもその地域内で行われることから、直接には土地利用基本計画の変更を伴いませんが、国有林と地域森林計画対象民有林で構成される森林地域の場合は、林地開発の許可のあった森林は、国の運用方針に基づきまして、地域森林計画対象民有林から除外するものとされていることから、開発行為による民有林等の減少が直接森林地域の縮小、すなわち土地利用基本計画の変更につながるようになります。この点が、ほかの地域の変更と大きく異なる特徴であることをご理解いただきたいと思います。

なお、地域森林計画対象民有林の変更は、道の運用上は、土地利用基本計画の変更後に行うこととしております。

また、土地利用基本計画は、個別の開発行為の適否自体を判断する計画ではなく、開発行為の対象となる区域等について、土地利用の基本方向など道土の総合的な見地からの妥当性、方向性につきまして判断するものでございまして、個別の開発行為に係る許認可については、国土利用計画法第10条により個別規制法に委ねられているところです。

また、個別規制法上の審議会と本審議会との関係については、土地利用基本計画の変更案について、まず本審議会での総合的な観点から調査審議を行いまして、次いで比較的専門的な観点から個別審議会における調査審議を諮る方法、それから、あらかじめ個別審議会における調査審議を経て、専門的に問題がないと認められたものを土地利用基本計画の変更案とし、本審議会での総合的な観点から調査審議を諮る方法が考えられますが、いずれにいたしましても、両審議会において意見の相違がある場合には、相互にフィードバックして再度の審議を諮ることになっているところであります。

それでは、お手元の資料1によりまして、本日の案件についてご説明させていただきます。

まず、1ページをご覧ください。本日は、すべて森林地域に係る案件でございまして、整理番号1～7が「拡大」、8～12が「縮小」の案件です。合計12件、全体では、拡大する面積191ヘクタール、縮小する面積が69ヘクタールとなっております。今回は拡大する面積が縮小する面積より多くなっております。

2ページをご覧ください。北海道地図に、本日の変更案件に係る市町村を示しております。ピンク色で塗りつぶしている箇所が「拡大」の地域でございます、黄色で塗りつぶしている箇所が「縮小」の地域でございます。整理番号6と7につきましては、7は旧歌登町でございます、合併により現在は枝幸町となっておりますので、枝幸町に係る案件が2件ということで、合計で11市町村12件となります。

続きまして3ページをご覧ください。これは、土地利用基本計画の変更案件について、委員の皆様にご審議していただく際のポイントを整理したものでございます。これらを踏まえまして、総合的な見地からご審議いただければと存じます。

まず、ポイント1「国土利用計画や土地利用基本計画等との整合性」についてですが、これは、国土利用計画や土地利用基本計画に掲げられている「道土利用の基本方向」や「土地利用の基本方向」、「土地利用の原則」などと整合性が図られているかどうかということでございます。

それからポイントの2「重複地域も含め五地域区分の設定の妥当性」でございますが、これは、変更後の重複の設定も含めまして、土地利用基本計画に掲げられている「土地利用の原則」等に照らし、五地域の設定あるいは変更が妥当かどうかということでございます。

続きましてポイントの3「重複地域変更の土地利用優先順位等の妥当性」でございますが、これは、変更前に五地域が重複している場合におきまして、土地利用基本計画の土地利用の優先順位を勘案した変更となっているかどうかということでございます。

最後にポイントの4でございますけれども「地域変更による他地域への悪影響の有無」、これは、土地利用基本計画の五地域区分を変更したときに、変更区域と隣接する五地域の区域に影響があるかどうかということでございます。例えば、都市的土地利用が行われております都市地域が広くゾーニングされている場合に、その中にぽつんと農業地域を編入しようとする案件があったとしますと、果たして、有効で適切な都市的土地利用が図れるのかという観点から審議するというようなものでございます。

また、開発行為に伴う周辺への影響などにつきましては、個別規制法の許可申請の段階で審査等が行われることとなりますので、本審議会では他の五地域への影響について検討・協議する際には、総合的かつ大所・高所の視点から見てどうかということになっているところでございます。

それでは、変更案件の内容についてご説明させていただきます。

お手元に、資料1とは別に、本日の案件の概要をまとめた資料をお配りしておりますが、まずこちらをご覧ください。この概要版につきましても、整理番号1から7までが森林地域の拡大案件でございます、森林法では、森林を、「木竹が集団して生育している土地及びその土地の上にある木竹」、又は「木竹の集団的な生育に供される土地」と定義していますことから、森林地域を拡大する場合は、現況が森林である場合のほか、植林が行われる予定があるなど今後森林として確実に利用されることが認められる場合となります。したがって、整理番号2と3と6は、現況が森林であることから森林地域を拡大するもの、1、4、5、7は、植林が予定されておきまして、今後森林となることが確実にありますことから、森林地域を拡大するものです。

また、整理番号8から12までが森林地域の縮小案件ですが、いずれも森林法に基づき開発行為の許可を受けまして、8と9は産業廃棄物処理施設として、10から12は農地として利用されており、森林として利用・保全する必要がなくなったことから、森林地域を縮小するものでございます。

それでは、森林地域の拡大案件からご説明いたします。最初に、現況が森林である区域を森林地域に拡大する案件、整理番号2、3、6からご説明いたします。

まず、整理番号2「士別森林地域の拡大」についてご説明させていただきます。ページが飛び縮んでございますが、10ページをご覧ください。

まず、案件の概要ですが、本案件は、苗木の植栽が完了し、森林として整備されていることが明らかであることから、森林として利用・保全を図るため、森林地域に指定するものでございます。

新たに森林地域に指定する面積は、5ヘクタールです。

個別規制法との関係につきましては、上川北部地域森林計画対象民有林の変更の手続を行うこととなります。なお、本日の案件はすべて、それぞれの森林計画区において地域森林計画対象民有林の変更手続を行う必要がありますことから、個別規制法の措置に関する説明は以後省略させていただきますので、ご了承願います。

それから、個別規制法の審議会等の状況につきましては、北海道森林審議会が昨年12月16日に開催されておりまして、当案件に係る地域森林計画の変更につきましては、適当である旨の答申がなされているところでございます。なお、本日の案件は、いずれも本件と同様、昨年12月の森林審議会において適当である旨の答申がされておりますので、以後の案件につきましては、説明を省略させていただきますのでご了承願います。

次に、市町村長の意見についてですが、国土利用計画法では、土地利用基本計画を変更する場合には、あらかじめ市町村長の意見を聴くほか、市町村長の意向が土地利用基本計画に十分反映されるよう必要な措置を講ずることとされているところでございます。今般、士別市長様からは「特に意見のない」旨の回答をいただいているところでございます。なお、これにつきましても、本日全ての案件について、関係の市町村長様から「意見なし」との回答をいただいておりますので、以後省略させていただきます。

それから、下段になりますが、変更地域に係る五地域の指定状況等についてでございます。変更前、すなわち現在は農業地域のみ5ヘクタールが指定されておりますが、変更後は農業地域と森林地域との重複地域になります。

11ページをご覧ください。変更区域は、士別市朝日町の岩尾内湖近くにごさしまして、士別市役所から東へ約3.1kmの位置にあります。

12ページをご覧ください。これは、土地利用基本計画図に変更区域を図示したものです。なお、これまでの審議会でもご説明させていただいておりますが、参考までに、この凡例にありますけれども、赤色の「都市地域」、橙色の「農業地域」、緑色の「森林地域」、青色の「自然公園地域」、紫色の「自然保全地域」を五地域と言っております。本審議会では、この線を変更すること、すなわち土地利用基本計画図を変更することについて、ご審議いただくことになっております。

次の13ページをご覧ください。これは、ただ今の土地利用基本計画図の拡大図でございます。赤枠で囲んだところが、森林地域に拡大する区域です。凡例のとおり、橙色のポツポツで色塗りされております「農業地域のその他」の中に位置しております。一部が「森林地域の地域森林計画対象民有林」に接しています。本案件は、この部分を「森林地域」に拡大するものでございます。

次の14ページをご覧ください。これはグーグルの航空写真でございます。森林に囲まれた区域でごさしまして、近くに畑がありますけれども、これは牧草地でございます。

次に15、16ページをご覧ください。こちらは、昨年の11月に撮影した現地の写真でございます。写真の右上の方に示しておりますが、この3方向から撮影したものでございまして、16ページの②の写真では、苗木が植えられている様子がおわかりいただけるかと思っております。また、③の写真では、今回の変更区域全体の形状もご確認いただけるものと思っております。

続きまして、整理番号3「増毛森林地域の拡大」についてご説明いたします。17ページをご覧ください。本案件は、当該区域の森林が平成26年11月に土砂流出防備保安林に指定されたことに伴いまして、今後も森林として利用・保全を図る必要があるため、森林地域に指定するものでございます。保安林といいますのは、水源のかん養でありますとか、土砂の流出や崩壊の防備などを目的に指定されるもので、17種類ございます。土砂流出防備保安林は、雨などによる表土の浸食を抑えまして、土砂の流出、崩壊による土石流の発生などを防ぐことを目的に指定されるものでございます。新たに森林地域に指定する面積は、15ヘクタールでございます。変更地域に係る五地域の指定状況等につきましては、現在は自然公園地域の第3種特別地域のみですが、変更後は自然公園地域と森林地域との重複地域となります。なお、自然公園は暑寒別天売焼尻国定公園でございます。18ページをご覧ください。変更区域は、増毛町岩尾地区で、日本海に面した国道231号線のオロロンラインに沿った区域でございます。19ページをご覧ください。土地利用基本計画図でございます。次の20ページをご覧ください。土地利用基本計画図の拡大図でございます。赤枠で囲んだところが、森林地域に拡大する区域です。青色の横線で色塗りされた「自然公園地域の第3種特別地域」の中に位置しております。一部が緑色マルポツの「森林地域の保安林」に接しています。本案件は、この区域を「森林地域」に拡大しようとするものでございます。21ページをご覧ください。航空写真でございます。日本海に面した森林の中に位置しています。22、23ページをご覧ください。こちらは、昨年の11月に撮影した現地の写真です。冬にさしかかりまして、葉が落ちている状態でございますけれども、国道から海側の斜面に広葉樹林が続いております。

続きまして、整理番号6「枝幸森林地域の拡大」について、ご説明させていただきます。ページが飛びますが、37ページをご覧ください。本案件は、現況が森林の区域につきまして、今後も森林としての利用・保全を図る必要があるため、森林地域に指定するものです。新たに森林地域に指定する面積は、26ヘクタールです。変更地域に係る五地域の指定状況等につきましては、現在は農業地域のみですが、変更後は農業地域と森林地域との重複地域になります。38ページをご覧ください。変更区域は、枝幸町目梨泊地区でございまして、枝幸町役場から北西に約11km、オホーツク海に近接した位置にあります。39ページが土地利用基本計画図でございまして、40ページが拡大図でございまして、赤枠で囲んだところが、森林地域に拡大する区域です。橙色のポツポツで色塗りされた「農業地域のその他」の中に位置してございまして、左側（西側）は民有林に、右側（東側）は保安林に指定されている国有林に接しています。本案件は、この区域を「森林地域」に拡大しようとするものでございまして、41ページをご覧ください。航空写真でございまして、42ページをご覧ください。こちらは、昨年11月に撮影した現地の写真です。2方向から撮影しておりますが、森林であることがご覧いただけると思います。

続きまして、ただ今の整理番号2、3、6に関する審議のポイントについてご説明させていただきます。

まず、ポイント1に関しましては、整理番号2、3、6ともに、現況のまま森林として整備・保全していくというものでございまして、土地利用基本計画では、「土地利用の原則」の中で、「森林地域は、森林の土地として利用すべき土地があり、林業の振興又は森林の有する諸機能の維持増進を図る必要がある地域」とされていることなどから、整合性が図られているものと考えます。

ポイント2に関しては、これは、変更後の重複の設定も含めて五地域区分の設定・変更が妥当かどうかということですが、まず、整理番号2と6については、「農業地域のその他」の中に「森林地域のその他」を設定しようとするもので、農業地域と森林地域が重複する地域になりますが、「重複地域における土地利用の調整指導方針」、審議会資料の最後にありますが、この方針では、「森林としての利用を優先するものとするが、森林としての利用との調整を図りながら農業上の利用を認める」とされており、森林地域の設定により農業上の利用が排除されるものではないことから、支障はないものと考えます。また、整理番号3については、「自然公園地域の第3種特別地域」の中に「森林地域の保安林」を設定しようとするもので、両地域が重複する区域になりますが、第3種特別地域は、通常の農林漁業活動を容認しながら優れた自然の風致景観を保護する地域でございまして、保安林については、適正な管理と行うとともに他用途への転用は行わないものとされていること、また、「重複地域における土地利用の調整指導方針」では、「両地域が両立するよう調整を図る」とされておりますので、両地域の重複は支障がないものと考えます。

続きまして、ポイント3についてですが、これは、変更前に五地域区分が重複している場合において、土地利用基本計画の土地利用の優先順位を勘案した変更となっているかどうかということですが、整理番号2、3、6ともに、変更前は五地域が重複しておりませんので、この項目については該当しておりません。

最後にポイント4に関しては、整理番号2と6については、変更区域は、森林地域に接してございまして、一体となって利用が図られるものであること、また、整理番号3につきましては、変更区域は、保安林に指定された森林でありますことから、適正な管理が行われるとともに他用途への転用は行われないので、自然公園としての風景地の保護に支障を来すものではないことから、森林地域への変更による他地域への悪影響はないものと考えております。

以上が整理番号2、3、6の説明でございまして。

続きまして、今後森林となる区域を森林地域に拡大する案件につきましてご説明させていただきます。

4ページをご覧ください。整理番号1「洞爺湖森林地域の拡大」についてです。本案件は、現況が原野の区域について、平成28年度から植林を実施する予定であり、今後、森林としての利用・保全を図る必要があることから、森林地域に指定するものでございまして、現所有者が、平成26年度に当該原野を購入いたしまして、平成28年度からトドマツを植林していく予定です。新たに森林地域に指定する面積は、81ヘクタールでございまして、変更地域に係る五地域の指定状況等につきましては、現在は農業地域のみですが、変更後は農業地域と森林地域との重複地域となります。

次の5ページをご覧ください。洞爺湖の北東、旧洞爺村の早月地域で、壮瞥町との境界にございます。6ページをご覧ください。土地利用基本計画図で、7ページが拡大図でございます。赤枠で囲んだ部分が、森林地域に拡大する区域でございます。オレンジ色のポツポツで色塗りされた「農業地域のその他」の中に位置し、緑色の斜線で色塗りされた「森林地域の民有林」に囲まれています。本案件は、この区域を「森林地域」に拡大しようとするものでございます。なお、変更区域の下側に白地の部分がありますが、先ほど申しましたとおり、本区域は洞爺湖町と壮瞥町の境界に位置してございまして、この白地部分は壮瞥町内になります。今般の変更は洞爺湖町に係る区域のみとなっております。

続きまして8ページをご覧ください。航空写真でございまして、赤枠で囲んだ部分が森林地域に拡大する部分で、森林に囲まれた区域であることがご覧いただけるかと存じます。9ページをご覧ください。こちらは、昨年7月に撮影したものでございまして、3方向から撮影しております。雑草に、まばらに立木がある状況でございます。

続きまして、この変更区域に関する審議のポイントについてご説明いたします。

まず、ポイント1に関しては、国土利用計画では、「原野の利用転換を行う場合には、環境の保全に配慮しつつ、周辺の土地利用との調整を図る」ものとされておりまして、周辺の森林と一体となった整備が進められることから、整合性が図られているものと考えます。

ポイント2に関しましては、この案件は、「農業地域のその他」の中に「森林地域のその他」を設定しようとするものでございますが、先ほどの整理番号2及び6と同様、支障はないものと考えております。

ポイント3に関しては、変更前は五地域が重複しておりませんので、該当していません。

最後にポイント4ですが、変更区域の周辺は森林地域でございまして、一体となって利用が図られるものでありますので、他地域への悪影響はないものと考えているところでございます。

以上が「洞爺湖森林地域の拡大」についてでございます。

続きまして、整理番号4、5、7についてご説明させていただきます。この3件は、森林環境保全整備事業による森林整備によりまして森林地域を拡大する案件です。

なお、森林環境保全整備事業といいますのは、国の補助事業で、道も上乗せ補助をしていますが、植栽や間伐等の森林施業や、森林作業道等の路網整備などを行うものでございまして、事業主体は地方公共団体や森林組合、森林所有者などとなっております。

24ページをご覧ください。まず、整理番号4「稚内森林地域の拡大」についてですが、本案件は、現況が原野の区域について、森林環境保全整備事業により植林を実施することが明らかでありますことから、森林としての利用・保全を図るため、森林地域に指定するものです。本事業の実施主体は、稚内市森林組合です。新たに森林地域に指定する面積は、38ヘクタールです。変更地域に係る五地域の指定状況等につきましては、現在は農業地域のみですが、変更後は農業地域と森林地域の重複地域になります。

25ページをご覧ください。変更区域は、稚内市川西地区で、稚内市役所から南東へ約18kmの位置にございます。26ページが土地利用基本計画図、27ページがその拡大図でございまして、赤枠で囲んだ3か所が森林地域に拡大する区域で、①と②がそれぞれ14ヘクタール、③が10ヘクタール、合わせて38ヘクタールとなっております。オレンジ色のポツポツで色塗りされた「農業地域のその他」の中に位置し、「森林地域の民有林」に隣接しております。

28ページをご覧ください。航空写真でございます。ご覧のように左側に見える森林に隣接しているところでございます。続きまして29、30ページをご覧ください。昨年11月の写真でございます。原野であることがお分かりいただけるかと存じます。

続きまして31ページをご覧ください。整理番号5「中頓別森林地域の拡大」についてでございます。本案件は、一部が現況森林であること、それから原野の部分については、森林環境保全整備事業により植林を実施することが明らかであることから、森林としての利用・保全を図るため、森林地域に指定するものです。本事業の事業主体は、中頓別町でございます。森林地域に指定する面積は、20ヘクタールです。変更地域に係る五地域の指定状況は、変更後は農業地域と森林地域との重複地域となります。32ページをご覧ください。変更区域は、中頓別町役場から南東へ約8kmの位置にあります。33ページが土地利用基本計画図でございまして、34ページが拡大図です。

赤枠で囲んだところが拡大する区域で、橙色のポツポツで色塗りされた「農業地域のその他」の中に位置しておりまして、緑色の格子の「森林地域の国有林」に接している地域でございます。35ページは航空写真で、36ページは、昨年11月の現地の写真でございます。

続きまして、整理番号7「枝幸（歌登）森林地域の拡大」について説明いたします。43ページをご覧ください。本案件は、現況が原野の区域につきまして、森林環境保全整備事業により植林を実施することが明らかであることから、森林としての利用・保全を図るため、森林地域に指定するものです。事業主体は、南宗谷森林組合です。指定する面積は6ヘクタールです。五地域の指定状況は、現在は農業地域のみですが、変更後は農業地域と森林地域との重複地域になります。44ページでございますが、変更区域は、枝幸町役場から南西に約30km、その中間に歌登総合支所がございますが、そこから南西に約15kmの位置にあります。45ページが土地利用基本計画図、46ページが拡大図でございます。「農業地域のその他」の中に「森林地域」に拡大しようとするものでございます。次の47ページをご覧ください。航空写真でございます。48ページは、昨年11月に撮影した現地の写真で、原野であることがご覧いただけだと思います。

続きまして、整理番号4、5、7に関する審議のポイントについてご説明いたします。

まず、ポイント1に関しては、国土利用計画におきましては、「原野の利用転換を行う場合には、環境の保全に配慮しつつ、周辺の土地利用との調整を図る」ものとされており、周辺の森林と一体となった整備が進められますことから、整合性が図られているものと考えます。

ポイント2に関しては、整理番号1、2、6と同様、支障はないものと考えます。

ポイント3に関しましては、変更前は五地域が重複しておりませんので、該当しておりません。

それからポイント4でございますが、変更地域は、森林地域と接しており、一体となって利用が図られるものであり、他地域への悪影響はないものと考えます。

以上が整理番号4、5、7についてでございます。

続きまして、これからは、森林地域の縮小案件につきましてご説明させていただきます。以下の案件は、森林法に基づく開発行為が行われ、その完了確認を終えた区域について、森林地域から除外しようとするものです。

49ページをご覧ください。整理番号8「美唄森林地域の縮小」についてでございます。本案件は、森林法に基づき開発行為の許可を受け、産業廃棄物処理施設を設置したことにより森林でなくなったことから、森林としての利用・保全を図る必要がないため、森林地域を縮小するものです。

当処理施設は、地下水などを汚染する恐れのない廃プラスチックや金属くず、がれき類などを埋め立てる安定型最終処分場や、燃え殻、汚泥、紙くず、動植物性残さなど廃棄物の中を通ってしみ出す雨水が地下水などに影響を与えないよう遮水シートなどで措置した管理型最終処分場、破碎施設などが設置されております。今回森林地域を縮小する部分は、廃棄物の受入れ、埋め立てが終わり、林地開発の完了確認を受けた区域になります。森林地域を縮小する面積は、11ヘクタールです。変更地域に係る五地域の指定状況等につきましては、現在、都市地域、農業地域、森林地域の3地域が指定されておりますが、変更後は、都市地域、農業地域、そして五地域のいずれにも属さない白地地域が生じることになります。50ページをご覧ください。変更区域は、美唄市役所から北東へ約6kmの位置、美唄市のサンクワ美唄地区・茶志内地区というところでございます。51ページが土地利用基本計画図、52ページがその拡大図でございます。黒枠で囲んだところが、森林地域を縮小する区域で、11ヘクタールあります。中央部分に赤色の縦線がありますが、線の左側の毛羽がある方向が「都市地域」で、橙色のポツポツで色塗りされた区域が「農業地域」ですので、赤色の縦線の左側部分は、3つの地域が重複した区域になります。また、図の真ん中付近に、一部農業地域と森林地域が重複する区域があり、その右側は「森林地域」のみの区域です。都市、農業、森林の3地域が重複する区域が5ヘクタール、農業と森林の2地域が重複する区域が1ヘクタール、森林のみの区域が5ヘクタールとなっております。本案件は、この区域を「森林地域」から除外しようとするものでございます。変更後は、都市地域と農業地域との重複区域が5ヘクタール、農業地域のみの区域が1ヘクタール、そして、赤色縦線の右側の森林地域のみの区域5ヘクタールが白地地域になります。53ページをご覧ください。（航空写真で位置を表示）ここが今般の案件となっている、廃棄物の埋め立てが終了して林地開発が完了した区域でございます。（左下）こちらは美唄市の一般廃棄物処理施設です。それから、この部分（右下）は、まだ埋め立て中で

ざいまして、今後、埋め立てが終われば、同じように森林地域の縮小案件となる可能性があります。54ページ、55ページをご覧ください。54ページの①の右奥側、それから、55ページの②、③の柵の中に見えるところが、今般、廃棄物の埋め立てが終了し、緑化を行った箇所です。

続きまして、審議のポイントについてご説明させていただきます。まず、ポイント1に関しては、国土利用計画や土地利用基本計画におきましては、「森林の利用転換を行う場合には、災害の発生、環境の悪化等公益的機能の低下を防止することを十分考慮して、周辺の土地利用との調整を図る」とされておりませんが、産業廃棄物処理施設の建設にあたっては、廃棄物処理法に基づき、地下水への汚水の浸出を防止するための遮水工や汚水を集める集水管、雨水等の排出設備などを設置するとともに、林地開発に際しましても、残置森林の維持管理や沈砂池の設置など、災害の発生や環境の悪化防止に十分な配慮がなされていることから、支障がないものと考えているところでございます。

ポイント2に関しては、本案件では、森林地域の縮小により、五地域のいずれにも属さない区域、すなわち白地地域が生じることとなります。白地地域につきましては、開発規制等の対象とされていない地域ということで、従来は極力その解消を図るべきとされていきましたが、平成12年に都市計画法が改正されまして、現在は、全ての地域が都市計画法の開発規制の対象となり得ることから、支障はないと考えます。

なお、都市地域と農業地域を外さない理由ですが、都市地域（都市計画区域）は、土地利用の状況や見通し、地形等の自然条件、日常生活圏の範囲、交通施設の状況、社会的・経済的な区域の一体性などの要因を総合的に判断して、整備したり、開発を要する区域とともに、都市活動をする上で保全する必要がある土地も含めて一体の都市として大きい範囲で指定していますので、個々の事案によりまして、除外して、穴あきの状態するようなことは原則しておりません。

また、農業地域（農業振興地域）についても、農用地として利用すべき土地と、自然的条件などを考慮した広いエリアも含めまして、一体として農業の振興を図ることが相当であると認められる地域を、大きい範囲で指定しておりますので、都市地域（都市計画区域）と同様に、個々の事案によって、除外して、穴あきの状態にするようなことは、原則していないというところでございます。

なお、農業振興地域は、国有林や防衛施設などの大規模な施設の場合は除外することもあります。産業廃棄物処理施設で除外するケースはほとんど無いということです。

ポイント3に関しては、これは、変更前に五地域が重複している場合において、土地利用基本計画の土地利用優先順位を勘案した変更となっているかというものですが、本案件は、森林地域を縮小するものですので、特に問題は無いものと考えております。

最後にポイント4に関しては、森林地域の縮小により他地域への悪影響はないものと考えているところでございます。

以上が、「美唄森林地域の縮小」についてでございます。

続きまして、整理番号9「ニセコ森林地域の縮小」について、ご説明いたします。56ページをご覧ください。本案件は、先ほどの美唄の案件と同様、森林法に基づき開発行為の許可を受け、産業廃棄物処理施設を設置したことにより森林でなくなったことから、森林としての利用・保全を図る必要がないため、森林地域を縮小するものでございます。当処理施設には、安定型最終処分場、破碎施設が設置されております。森林地域を縮小する面積は8ヘクタールです。変更地域に係る五地域の指定状況等につきましては、現在、森林地域と農業地域との重複地域になっておりますが、変更後は、農業地域のみになります。57ページをご覧ください。ニセコ町役場から西へ約5km離れた位置でございます。58ページが土地利用基本計画図、59ページが拡大図でございます。黒枠で囲んだところが、今般、森林地域を縮小する区域です。橙色のポツポツで色塗りされた「農業地域のその他」と重複しておりますが、この区域を「森林地域」から除外しようとするものでございます。60ページは航空写真です。61ページ、62ページですが昨年11月の現地の写真です。①の中央にあるのが缶の選別場、煙突部分が焼却炉、②の中央と、③の右側、看板の奥側が廃棄物の埋立て完了後、植栽及び緑化を行った箇所です。

続きまして、この案件に関する審議のポイントについてご説明いたします。ポイント1に関しては、先ほどの美唄の案件と同様、廃棄物処理法や森林法など関係法令に基づき適切に措置されておりまして、「森林の利用転換を行う場合には、災害の発生、環境の悪化等公益的機能の低下を防止することを十分考慮して、周辺の土地利用との調整を図る」とする土地利用基本計画等との整合性は図られていると考えます。

ポイント2に関しては、農業地域が残ります。

ポイント3に関しては、問題ありません。

最後にポイント4に関しましても、森林地域の縮小による他地域への悪影響はないものと考えております。

以上が「ニセコ森林地域の縮小」についてでございます。

続きまして、整理番号10「安平森林地域の縮小」についてでございます。63ページをご覧ください。本案件は、森林法に基づき開発行為の許可を受け、農地造成が行われたことにより、今後森林として利用・活用を図る必要がないことから、森林地域を縮小するものです。縮小する面積は10ヘクタールです。変更地域に係る五地域の指定状況等につきましては、現在、「森林地域」と「農業地域の農用地区域」が指定されておりますが、変更後は、「農業地域の農用地区域」のみになります。64ページをご覧ください。安平町役場から北へ約1.4km離れた場所でございます。65ページが基本計画図、66ページがその拡大図でございます。橙色の斜線で色塗りされた「農業地域の農用地区域」と重複しております。次の67ページをご覧ください。航空写真でございます。左側の農地に隣接しているのがお分かりになると思います。68ページは、昨年11月の現地の写真です。収穫を終えた畑です。

続きまして、審議のポイントについてご説明いたします。

まず、ポイント1に関しては、国土利用計画等では、「森林の利用転換を行う場合は、周辺の土地利用との調整を図る」ものとされておりますが、周辺の農地と一体となった整備が進められており、整合性が図られているものと考えます。

ポイント2に関しては、引き続き、農業地域が残ります。

ポイント3に関しては、「重複地域における土地利用の調整指導方針」では、「森林地域のその他」と「農業地域の農用地区域」が重複する地域においては、「原則として農用地としての利用を優先するもの」とされていることから、土地利用基本計画の土地利用の優先順位を勘案した変更となっているものと考えます。

最後にポイント4でございますが、「農業地域の農用地区域」内にある森林地域を、農地造成により縮小する案件ですので、他の地域への悪影響はないものと考えます。以上が「安平森林地域の縮小」の案件でございます。

続きまして、整理番号11「七飯森林地域の縮小」について、ご説明いたします。69ページをご覧ください。本案件は、森林法に基づき開発行為の許可を受け、農地造成が行われたことにより、今後森林として利用・活用を図る必要がないことから、森林地域を縮小するものです。面積は、30ヘクタールです。五地域の指定状況は、現在は、森林地域と農業地域との重複地域になっておりますが、変更後は農業地域のみとなります。70ページをご覧ください。位置図でございますが、七飯町役場から北東へ約1.2kmの位置にあります。71ページが基本計画図、72ページが拡大図でございます。73ページをご覧ください。航空写真です。74、75ページは、昨年11月に撮影した現地の写真です。草地として利用していることがご確認いただけると思います。

続きまして、この変更区域に関する審議のポイントですが、これにつきましては、先ほどの整理番号10「安平森林地域の縮小」と同様、農業地域と森林地域の重複地域において、農地造成に伴い、森林地域を縮小する案件ですので、支障がないものと考えます。

以上が「七飯森林地域の縮小」についてでございます。

続きまして、最後の案件になりますが、整理番号12「森町森林地域の縮小」について、ご説明させていただきます。76ページをご覧ください。本案件は、農場の整備を目的に、森林法に基づく開発行為が行われ、森林でなくなったことから、今後、森林として利用・活用を図る必要がないため、森林地域を縮小するものです。面積は、10ヘクタールです。変更地域に係る五地域の指定状況等につきましては、現在、「森林地域」と「自然公園地域の普通地域」との重複地域となっておりますが、変更後は、「自然公園地域の普通地域」のみになります。自然公園は、大沼国定公園です。77ページをご覧ください。変更区域は、森町役場から南東へ約1.1km離れたところがございます。大沼に近接しています。78ページが土地利用基本計画図、79ページが拡大図でございます。黒枠で囲んだところが、森林地域を縮小する区域です。図の左上から青色の太線があり

ますが、自然公園地域＝大沼国定公園の中にあり、この区域を「森林地域」から除外しようとするものでございます。80ページをご覧ください。航空写真でございます。81、82ページをご覧ください。これらは現地の写真でございます。続きまして、この案件に関する審議のポイントですが、本案件は、自然公園地域と重複する森林地域を、林地開発により縮小するものですが、これまでもご説明してきましたとおり、国土利用計画、土地利用基本計画では、「森林の利用転換を行う場合には、災害の発生、環境の悪化等公益的機能の低下を防止することを十分考慮して、周辺の土地利用との調整を図る」とされており、本案件は、農場として利用することが予定されておりまして、災害の発生や環境の悪化はないものと考えられます。

また、変更区域は、「自然公園地域の普通地域」にありますますが、当該農場としての利用が、自然公園としての風景地の保護に支障を来すことにはならないと考えます。このことから、本案件につきましては、支障のないものと考えているところでございます。

以上が「森町森林地域の縮小」についてでございます。

長くなりましたけれども、以上で全ての案件の説明を終わらせていただきます。ご審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

□ 中村会長

はい、一時間余りにわたりご苦労様でした。

それでは、非常にボリュームが多くてなかなか把握しづらかったこともあるかと思います。それも含めて聞いていただければなと思います。どうしましょうか。いくつかに分けてお話しさせていただいてはいたんですけども、まず、前半の森林を拡大する案件、1番から7番までの間でお聞きしたいと思います。ご質問、ご意見、どちらでも結構です。よろしくお願いいたします。

□ 永野委員

ちょっと基本的なことになるかもしれませんが、林業に携わっている者としてお伺いします。1番から7番までは森林地域が増大し、それと農業地域の重複ということなんですけれど、例えば整理番号1の場合、変更前は森林地域がゼロで農業地域が81ヘクタール、変更後は森林地域81ヘクタールと農業地域81ヘクタールがダブリますよという話なんですけど、農地法の農地というものと土地利用基本計画の農業地域は性格が違うと思うんですけど、農業地域というものが指定された時の81ヘクタール、これはおそらく、当初、地目が農地ということで指定されていると思うんですよ。ところが、変更後は森林地域というかたちで81ヘクタールになり、森林地域と農業地域がダブリますということになっていますが、変更後の当該地目というのは何になるんでしょうか。農業地域が設定された時の地目は農地だと思いますが、それが変更後は雑種地ないしは森林というふうに地目上はなるんでしょうか。というのはですね、実際、いろいろなところで道内の山林所有者の方のお話を聴いていたら、耕作放棄地というのは結構あるんですよ。そこに木を植えられるのなら植えたいという希望があるんですよ。だけど農地である以上、既得権みたいなかたちで地元の農業委員さんがなかなか転用というものを認めてくれないと。農地法は、確か転用を4条で決めていると思いますけれども、あれは結構手かせ足かせが厳しいんですよ。だから、農地法の転用というものと、この土地利用計画法上の地域変更との絡みはどうなんでしょうか。

□ 事務局（平賀主幹）

この案件の地域は、現況につきましては農地では無く原野というふうに聞いておりまして、更に農業振興地域の区分につきましても、いわゆる優先的に農地として整備する農用地区域ではなく農用地区域以外の農業振興地域と聞いております。この農用地区域以外の農業振興地域、農業地域とっているんですけども、これにつきましては先ほどの審議会資料にありますとおり重複する前の優先順位、利用の方向性の優先順位が指定されております。

□ 永野委員

本当に単純な質問、疑問なんですけれども、農地というのは大きく分けて5つの区分があると思うんです。農用地区域内農地と甲種農地、一種農地から三種農地と全部で五種類あるんですけど、そこが、当初設定されたときは、農業地域である以上、当然、そのうちのどれかであったと思うん

ですよ。農地というのは定義があって、肥培管理するのが農地ですよというのが農地法で決められていますけれども、その中で、実際に当初は農地であったのが使えなくなり、原野になって、現況原野になって、苗を植えて最終的には森林というかたちにしようということだと思えるんですけど、結局、最終的に森林転換しようと思えば、地目変更が当然発生してきますよね。農業委員会の方で現況確認して。その辺はどうなんですか。

□ 事務局（佃課長）

農業地域の関係、どなたかわかる人がいたらお願いします。

□ 農地調整課（行天主査）

北海道農政部農地調整課の行天と申します。お世話になっております。ただ今の件につきまして、まず、農業地域というもののとらえ方なんですけれども、現況の地目に関わらず、先ほど土地水対策課の方からご説明がありましたように、一体的に農業振興を図る地域ということで地域指定をしております、こういうような観点からですね、現況が農地あるいは農地でない場合も含むということをご理解いただきたいと思います。

よろしいでしょうか。

□ 永野委員

地目の変更はないということですね。農業振興地域の網を掛けるときは、地目は特に関係無いということではよろしいのですか。

□ 農地調整課（行天主査）

はい。そうです。

□ 中村会長

今回の事例について、たぶん転用の部分についてということだと思えるんですけども、その部分は転用の手続はいらぬかたちでできるんだ、と。ちょっと、わかりづらいところがありますけど。

はい、それ以外にいかがでしょうか。

□ 工藤委員

特別、問題があるというわけではないのですが、整理番号1で壮警町側が今回入らないということなんですけれども、壮警町側も同じ所有者で、後日案件として出てくるとか、そういう何か絡みはございますか。別に異論があるわけではありませんが。

□ 事務局（平賀主幹）

今回、この洞爺湖地域の変更ということで、壮警町の部分については、所有者が個人と民間の会社等と、いろいろ分かれているということがございまして、一部は今回の案件と同じ方が所有している地域がありますので、その分につきましては今後植林を実施し森林地域になる可能性はあるということです。

□ 中村会長

ひとまず今回は、そこは含まないというかたちですね。

他にいかがでしょうか。

ひとつ、私から。例えば稚内森林地域の拡大、整理番号でいうと4番ですが、稚内地域ってものすごく森林地域にするのが難しそうなどころではあるんです。いったん壊してしまうと、宗谷丘陵の近辺と言いますか、なかなか森林に戻らないケースが、笹山になってしまっているケースがたくさんあるんですけど、質問は、例えば後で出てくるような産廃の議論だと、もう既に産廃処理をした状態で指定の変更をかけていますよね。今回は、森林になっている状態ではないのに、そうなる担保も実は難しい場所だと、できるかどうかはわからないでかけていますよね。この辺の違いって何なんですか。どういう時点でこの変更をかけるんですかね。例えば産廃の方だったら、このやり方だと今は現状農業地域であったり森林地域であったりしていて、ここは産廃の施設を作りますと

いので変更をかけるという気がするんですよ。でも産廃の方は既に埋め立てた後の話になっていて、こっちはまだ森林ができていない状況。今言ったように稚内地方に森林を作るって言うのは結構難しそうなんですけど、その辺ってどういうかたちで整合性を取られていますか。

□ 事務局（平賀主幹）

拡大については、先ほども少し説明させていただいたのですが、拡大の考え方には二通り規定されておりまして、森林法では、森林を「木竹が集団して生育している土地」と「木竹の集団的な生育に供される土地」ということで定義していきまして、今、後段で言いました「生育に供される土地」というのが、今後森林として整備されることが確実な土地ということで森林地域に拡大していくことでございます。

□ 事務局（佃課長）

補足させていただきたいと思います。今、会長が言われたように稚内は大火があって森林が焼けてその造成が大変なところというのは私も認識しております。

ここは、森林環境保全事業ということで国の補助を受けて植林をするということになっておりますので、当然その可能性調査を含めてきちんとした計画をなされている地域だと、それが担保になって初めて森林地域を変更されるということで私どもは認識しているところです。

□ 中村会長

たぶん、森林だと、森林になるまで待っていると時間がかかりすぎるので。だからこの土地利用区分で、いつのタイミングでこの変更をかけているのかが。まあ、後の方でもちょっと気になるので、後の話の方で議論させていただきたい。ひとまず今の状況はわかりました。そういった事業をされているし、ある程度確実だろうということで変更をかけるということですね。

他に何かございますか。よろしいですか。それでは後でまた何かあれば全体を通じてお話しさせていただきます。

それでは7番以降、8番から12番までの案件について、今度は森林の指定を外すという案件ですが、いかがでしょうか。

□ 迫田委員

とりあえず質問を2点ほど。聞き逃したのかも知れませんが、まず8番で、変更後に白地地域というものが新たに追加になっているんですけども、これがどういう趣旨かということと、この白地地域5ヘクタールがどこかというのをご説明いただきたいのと、あと、11番と12番の比較なんですけど、11番では「開発行為後に農地造成を実施」とあり、12番は「農場整備を実施」とあるんですけど、ここにおける用語として「農地造成」と「農場整備」というのは日常用語としての言葉なのか、法律用語としての言葉なのか、あとこの用語を使い分けている趣旨というところを説明いただきたい。

□ 事務局（平賀主幹）

まず、整理番号8番の美唄の案件でございますけども、（土地利用基本計画図を表示）白地地域の5ヘクタールというのはこの部分でございます、ここが変更前は森林地域のみで、今般この森林地域を縮小するというので、五地域のいずれにも属さない白地ということになります。

□ 迫田委員

都市地域の5ヘクタールというのはどこなんですか。

□ 事務局（平賀主幹）

都市地域はこの赤線の左側になります。このオレンジ色の部分のこちら側が農業地域でございます、（赤線右側の）この黒枠が森林しかございませんので、この部分の5ヘクタールが白地となります。

- 迫田委員
わかりました。
- 事務局（平賀主幹）
それから、11番と12番ですが、11番につきましては農地法で言う農地でございまして、12番につきましては、民間の会社が自社農場を整備したいということで森林法の開発行為の許可を受けて行ったものでございまして、農地法でいう農地とはなっていないので、あえてここでは農地という言葉避けまして、所有者が言う農場という言葉で整理させていただきました。
- 中村会長
ただ、それでは、我々としてはわからない。農地と農場の違いが、所有者がそう言ったということだけはわかったんですけど。
- 永野委員
農地法上では農地とは二種類ありまして、肥培管理しているのが農地、それ以外の土地は採草放牧地、その二種類があるんですよ。だから、法律上で、もし統一されるのであれば、農地ないしは採草放牧地に変えた方が良くと思います。
- 事務局（平賀主幹）
今、永野委員が言われましたとおりでございまして、肥培管理、肥料を入れて管理しているものにつきましては農地に転用されるということでありまして、それは農地法上の話でございまして。
- 中村会長
放牧地も肥料を入れてそういった管理をしているのではないのですか。
お聞きしたいのは、ここで書いてある農場というのは所有者側のご意見を書いたという話だったので、皆さんのご意見を聴いているとそれをきちんと統一した何かの言葉に代えた方が実態を表す意味としては良いのではないのですか、ということなんですけれど。
- 事務局（佃課長）
おっしゃるとおりで、おそらく農地造成というのは国とか道とかの補助事業が入っているようなものを言っておりまして、12番の農場整備は、民間企業が温室を作るということを知っていますが、農業をやるのではなく、企業活動の一つでありますので、ここで農場整備という言葉を使ったことによって通常の農地造成などと紛らわしい表現になったのかな、もうちょっとわかりやすい表現の方が宜しかったかなという気がしております。
- 中村会長
ハウスを作るという話ですが、81ページの写真を見ますと、何を作るのかな、と。正直言って実態が見えないので。さっきの話じゃ無いですけど、こちらの方は実態が見えない形で進んでいるので。例えば11番もそうなんですけど、一体何を作るのかを含めてちょっと具体的に何かあった方が、この81ページの写真を見ると原野のような感じがして、これは本当に農地になるのかと不安すら覚えますよね。
- 事務局（佃課長）
特に12番については、企業さんなものですから、私どもの方でもこれからそういう計画がありますよということだけはお聞きしていると、そういう段階だったので、こういう書き方になってしまったという状況でございます。
- 中村会長
そうすると、例の論点の中の「他の土地利用に対しどう影響するか」、ここは、ランクは低いでしょうけど保護区域で、自然公園ですよ。それに対して何か我々にコメントを求めるならば、こ

ここで何が起こるのかちょっと把握していただけないと、今のところ僕にはわからないという感じですね。

□ 岡村委員

農場整備というのは初めて聞いたんですけれども、要するに、これは農地として畑を利用するというのではなくて、ハウスを建てて農業をやるということですか。

□ 事務局（佃課長）

ちょっとそこまではっきりしていないのですが、業としてやるという話では聞いていません。

□ 岡村委員

わかりました。ただ、農地として利用するのであれば、それは手続きがなされるということですね。

□ 事務局（佃課長）

はい。それは当然きちんとした手続きがされるところです。ここは、民間企業の一つの事業として農場整備と記載したんですが、本来はもうちょっときちんと把握すべきだったと、会長がおっしゃるとおりだなと思っているところでございます。

□ 中村会長

迫田委員の質問を途中で取ってしまったのですが、迫田委員、今のやりとりはいかがですか。

□ 迫田委員

今ので趣旨としてはわかりました。

□ 中村会長

他にいかがでしょうか。

では、私から。先ほどもちらっと言った廃棄物処理場のところが、埋めて、遮水シートを敷いて、植林するとおっしゃいましたよね。それがまた白地になったり。森林に戻しているのに、なぜそれは指定が変わらなかつたりするのですか。

□ 事務局（平賀主幹）

特に、美唄につきましては、植林というより緑化と言うんでしょうか、これは林地開発の際の跡地処理につきましては、緑化ということで申請がされておりますので、森林というよりは緑化程度ということでございます。

□ 事務局（佃課長）

後で、水産林務部さんで補足があればしていただきたいのですが、私の認識では林地開発行為を許可するにあたって、本来、産廃施設ですから、埋めた後にですね、例えば緑化、草を植えたりとか、場合によっては樹木を増やすんですが、要するに森林としてではないんですね。要するに緑化とか美化、そういうことを確認した上で林地開発行為を許可するというかたちになっているものですから、今回はその事業が完了したということで森林地域の縮小をするというふう聞いております。もし、水産林務部さんで補足があればしていただきたいのですが。

□ 森林計画課（木幡主幹）

水産林務部の木幡と申します。個別案件の中身までは承知していませんので、どこまで正確なお話しができるかわかりませんが、基本的には事務局さんが言われたとおり、林地開発は緑化というかたちで最終確認をしていると思います。緑化には先ほどお話しがあったとおり、芝を植えて終わるパターンもございますし、場合によっては、木を数本植えるという方法も中にはあるのかなと思っています。それは、形状的に森林とは呼べないという状況だと思います。これが、完全に森

林状態に戻すということであれば、それは「一次転用」というかたちであり、森林からは落とさないで、「開発中」ということで押さえているというようなレベルで森林の方は扱いますので、転用されているということは、もう森林の形状は、今後、作らないということと考えております。

□ 中村会長

ということは、それはいわゆる森林というかたちではない可能性があるということ。緑にするというの、いろんな緑の仕方があるということで、今のところこういう区分になるんでしょうけど、とりあえず僕も気になったのは、白地というのが今回、あまり本当はそういうのは作るなど言われているのに作った。他に何かその入れられるカテゴリは無いものなんでしょうか。白地って一体何なんだろうなど。

□ 事務局（平賀主幹）

土地利用基本計画は、それぞれ五地域を所管している法律、都市計画法でございまして、農振法でございまして、森林法で、それぞれ地域指定しておりますので、それらがイコール土地利用基本計画の地域です。したがって、当然かぶっている部分もありますし、五地域のどれにも存在しないということが制度上考えられるところでございまして、今回の美唄の案件につきましては、森林地域がかぶっていたんですけども、産業廃棄物処理施設ということで、今後、森林としての保全利用する必要が無いということで縮小した、その結果、どこにも属しない白地地域が生じてしまったというような状況です。

□ 中村会長

産業廃棄物施設というのはどこの土地にも所属しない土地の利用の仕方なんですか。

□ 事務局（平賀主幹）

いいえ、結果としてそうなったということです。

北海道では、産廃処理施設については、全く五地域に属さない白地になっているところもあると聞いております。

□ 中村会長

白地でないものもあるということですか。白地でないところは何地域なのですか。

□ 事務局（平賀主幹）

例えば今回の場合も、農業地域と都市地域がかぶっている区域がございまして。

□ 中村会長

なるほど。

他にいかがでしょうか。

□ 工藤委員

私は鑑定士なものですから、鉦物を採った後とか、こういう産廃の後の植林というのを現実に見ておりますが、先生方が考えているような素晴らしい林になるということはありません。企業としては、一番簡単なのは柳の枝を切ってポツポツと挿しておくというものです。柳が一番早く成長して根が張りますので。それも法律上は否定できないんです、現行法で。ですからやむを得ずそうやる。私もそれを反対するつもりもありませんし、法がそうなっているんですから、私どもがどうできることでもないんですが、白地地域とかは、本当に何の制限も掛からない地域になっていきますので、そういうことが出た場合は、もうちょっと細かく説明をしていただければありがたいなと。私もこの白地地域と見たときに、うーんと思ったわけなんですけど、まあ、仕方がないことなんですけれども、それを林としたところで、素晴らしい林になるということは99%ないとは思いますが、白地になった時はもうちょっと説明してください。特に異論はございません。以上です。

□ 中村会長

はい。ありがとうございました。

他、いかがでしょうか。

よろしいですか。全体を通してどうでしょうか。先ほどの農地として利用する件については、皆さんはどうお考えですか。今回、この答申としてこれを認めるということになれば、今のこの現状で判断したということになるんですけども、それについてはいかがですか。なるべく、メールでとか、いろいろやりとりはしたくないのですが。ひとまず今の情報では農場として活用するというのは、私の方でもちょっと気になったんですけど。原野みたいに見えたものですから。とりあえず、温室ですか、そういったものを作るということで、それほど外に対して影響を与えるような土地の農場の作り方では無いと、そう考えて宜しいですね。

□ 事務局（佃課長）

今段階では、確固とした資料が私どもの手元にありませんので、今後フォローアップしてですね、今後の状況については、この審議会に情報として提供させていただきたいと思います。それでよろしいでしょうか。

□ 中村会長

はい。私の方はそれで結構なんですけれど、皆さんそれで宜しいでしょうか。

（異議なし）

全体を通していかがでしょうか。

（なし）

□ 中村会長

それでは、ご異議がないようですので、皆さんのご賛同をいただいたということで「北海道土地利用基本計画の変更」につきましては「適当である旨」の答申をしたいと思います。

なお、答申の文面と知事への提出につきましては、私に一任いただくということでよろしいでしょうか。

（異議なし）

□ 中村会長

はい。ありがとうございます。それでは、今の答申の内容については決定いたします。

その他、事務局から何かありますでしょうか。

□ 事務局（佃課長）

それでは、その他として私どもの方からご報告させていただきたいことがあります。現行の国土利用計画（北海道計画）について、今段階の情報について、平賀主幹の方からご説明させていただきます。

□ 事務局（平賀主幹）

それでは、国土利用計画（北海道計画）についてご説明させていただきます。以下、北海道計画と略させていただきます。昨年8月に第5次国土利用計画（全国計画）が閣議決定されまして、その概要につきましては、前回の本審議会においてご説明させていただいたところでございますが、国土利用計画法では、都道府県は、全国計画を基本として、その区域における国土利用計画を策定することができることとされておりますことから、道におきましては、これまで全国計画の策定・変更に合わせて、その都度、北海道計画を策定・変更し、現在、第4次の計画を進めているところでございます。第4次北海道計画につきましては、お手元の国土利用計画審議会資料のとおりでございます。今般、全国計画が変更されたのを受けまして、道といたしまして、北海道計画を変更すること

としたところでございます。北海道計画の変更に際しましては、国土利用計画法では、本審議会の意見を聴くこととされておりますことから、本日は、変更に当たっての基本的な考え方やスケジュール等につきましてご説明させていただきたいと思っております。

まず始めに、北海道計画の位置づけをご理解いただくため、北海道計画を含む国土の利用に関する計画等の相互関係につきましてご説明いたします。資料2-1でございます。本資料には括弧書きで法律等の条項を記載していますが、それにつきましては資料2-2に関係条文を掲載していますので、併せてご参照願います。まず、資料2-1の右側、黒色の破線で囲んだところですが、ここでは国土利用計画の全国計画、都道府県計画及び市町村計画、それから土地利用基本計画の関係を示しております。資料2-2、1ページの緑色の部分をご覧くださいと、国土利用計画法、以下「法」と略させていただきますが、法第7条第2項で、都道府県計画は、全国計画を基本とするものとなっております。また法第8条第2項で、市町村計画は、都道府県計画を基本とするものとなっております。

また、土地利用基本計画につきましては、法第9条第9項で、国土利用計画の全国計画と都道府県計画を基本とするものとなっております。このため、北海道土地利用基本計画につきましては、これは計画書になりますが、北海道計画の変更後、見直すこととなります。

なお、法第9条第10項に規定されているとおり、土地利用基本計画を策定・変更する場合には、本審議会のご意見を聴くこととなりますので、その際には、委員の皆様にはよろしくお願いいたします。

次に、資料2-1の赤色の破線で囲んだところですが、資料の真ん中に「新しい総合計画」とあります。道では、北海道行政基本条例に基づき、道の政策の基本的な方向を総合的に示す総合計画を策定しておりまして、現在、本年3月を目途に新しい総合計画を策定中でございます。資料2-2、2ページのオレンジ色の部分をご覧くださいと、北海道行政基本条例第7条第4項で、特定分野における政策の基本的な方向等を明らかにする計画、これを「特定分野別計画」といっておりますが、特定分野別計画は、総合計画が示す政策の基本的な方向に沿って策定しなければならないとされているところであります。国土利用計画の北海道計画は、この特定分野別計画に位置づけられております。このため、北海道計画は、国土利用計画の全国計画を基本に、道の総合計画が示す政策の基本的な方向に沿って策定するということとなります。

最後に、資料2-1の左上、青色の破線で囲んだところですが、国土形成計画（全国計画）とあります。この計画は、国土形成計画法に基づき策定されるもので、国土の利用、整備及び保全を推進するための総合的かつ基本的な計画で、総合的な国土の形成に関する施策の指針となるべきものとして定められております。資料2-2の1ページ、2ページに青字で記載しているように、国土利用計画法第1条で、国土利用計画法は「国土形成計画法による措置と相まって」と、また、国土形成計画法第1条で、国土形成計画法は「国土利用計画法による措置と相まって」と規定され、さらに、国土形成計画法第6条第7項で、国土形成計画の全国計画は、国土利用計画の全国計画と一体のものとして定めなければならないとされております。

なお、現行の国土形成計画の全国計画と国土利用計画の全国計画は、国の国土審議会で並行して審議され、昨年8月14日にともに変更の閣議決定がされております。

また、法第6条で、国の各種計画は、国土の利用に関しては、国土利用計画の全国計画を基本とするものとされており、国土形成計画の全国計画も当然これに含まれます。国土利用に関する各種計画の関係については、大枠このような関係になっております。

続きまして、北海道計画に定める事項等についてご説明させていただきます。国土利用計画に定める事項につきましては、資料2-2、1ページの下段に記載しておりますが、国土利用計画法施行令第1条で、全国計画、都道府県、市町村計画ともに、「1. 国土の利用に関する基本構想」、「2. 国土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要」、「3. 2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要」について定めることとされております。

資料2-3をご覧ください。本資料は、現行の第4次北海道計画と第4次全国計画、そして昨年変更された現行の第5次全国計画の構成を比較したものです。先ほどご説明した法定事項を大項目とすれば、その下に中項目、小項目、細項目というように構成されております。なお、括弧書きになっているところがありますが、全国計画では、特にタイトルを設けず、文章だけを記載している

箇所がありますので、そのようなところについては、その記載されている内容を括弧書きで表示しております。

第4次北海道計画は、第4次全国計画と比較していただければお分かりのとおり、都道府県計画は、全国計画を基本とすることとなっておりますので、構成については第4次全国計画とほぼ一致しております。ただし、北海道にとって該当しない項目、例えば、1(1)エの「地方分権・国会等の移転」などというものは、北海道計画に記載しておりませんし、また、その反対に、北海道として記載する必要がある事項、例えば、「北方領土対策の推進」については、北海道計画に項目立てをして記載しております。

次期北海道計画については、現行計画と同様、第5次全国計画を基本に、北海道の実情を踏まえた内容にしたいと考えております。なお、次期計画には、第4次と同様、北方領土に関する項目を加えるほか、平成24年に「北海道水資源の保全に関する条例」を制定し、水源周辺の適正な土地利用の確保に努めていることから、水資源の保全に関する事項についても、新たに項目立てをしたいと考えております。

最後に、資料2-4になりますが、北海道計画の変更に向けたスケジュールについてご説明いたします。北海道計画は、国土利用計画の全国計画を基本に、道の総合計画が示す政策の基本的な方向に沿って策定することから、本格的な策定作業につきましては、道の新しい総合計画の策定後からとなりますが、北海道における国土の利用に関する現状や課題、関連データの把握など対応可能な作業は、既に進めているところでございます。次期計画の決定までには、素案、原案、案の作成という順番で進めてまいります。素案については、土地・水に関する対策を推進するための道庁内の組織である「北海道土地・水対策連絡協議会」の幹事会の協議を経た上で、本年8月上旬までに作成し、8月下旬頃に開催を予定しております本審議会において、北海道計画の変更について諮問を行い、素案についてご審議いただきます。その後、パブコメによる住民意見ですとか、国土利用計画法で定められている市町村長の意向等をお伺いし、北海道土地・水対策連絡協議会の協議を経まして、10月までに原案を作成したいと考えております。原案については、11月頃に開催予定の本審議会においてご審議いただきます。その後、必要に応じ関係部課、関係機関等との協議・調整等を行った上で、計画案を作成しまして、来年1月下旬頃に開催予定の本審議会においてご審議いただきたいと思います。本審議会からの答申を受け、次期北海道計画を決定してまいりたいと考えております。

なお、この資料において赤字で記載しているところが、審議会の開催予定時期及びご審議していただく事項でございます。通常の年であれば、主に「北海道土地利用基本計画(計画図)の変更について」ご審議していただくため、本審議会の開催は2回ですが、来年度につきましては、3回開催する予定でございます。8月下旬と1月下旬の開催につきましては、土地利用基本計画図の変更に関する審議と併せまして、北海道計画の変更に関する審議を行っていただきますが、その間の11月頃にも、北海道計画の変更を議題に本審議会を開催したいと考えております。皆様におかれましては、いろいろとご多用のことと存じますが、本審議会へのご出席及びご審議についてよろしくお願いいたします。

また、来年度、このように皆様にお集まりいただくのは3回の予定でございますが、それ以外にも北海道計画の変更につきまして、メールやファックス等により、随時、ご意見等をお伺いすることもありますので、皆様には重ねてよろしくお願い申し上げます。

以上で、説明を終わらせていただきます。

□ 迫田委員

このような審議は、経験上無かったものですから、イメージ的に、やはり今日のような審議の他にこの審議ということになりますと、それなりに時間を確保していただかないと、ということなんですけど、だいたいどれくらいの時間を取ろうと考えているのか教えてください。

□ 事務局(平賀主幹)

今申し上げましたとおり、8月と1月につきましては土地利用基本計画の変更案件があれば、それらもご審議いただくこととなりますので、案件の本数によって違ってきますが、国土利用計画につ

きましては、だいたい1時間程度と考えているところでございます。内容にもよりますが、合わせて、だいたい通常と同じ2時間程度と考えております。

□ 中村会長

私もこの審議会に携わるようになってから初めてで、そういう意味で言えばやっとな面白いことが審議できるという。ただ、この審議会の弱さというのは、各個別委員会が非常に強くて、この計画も道の土地利用基本計画も、たぶんそういう形で上がってくると思います。それをホチキス止めで終わるのか、もうちょっと俯瞰したかたちでの、この審議会がそもそも持っているそういったものの議論ができるのか、ということだと思います。私も実は2月から、国土政策の国の方の委員会に出るんですけど、ここに書いている中で、人口減少、これは高橋知事が何とかしたいと言っているけれども何とか出来ない、どこかでは絶対減るという前提になると思うんです。各種、例えば農業なら農業サイドで例えば放棄地をどう利用するかといった議論はたぶん出来ないと思います。それは難しいと思います。でも、ここでは出来ると思います。

ということで、今の人口が例えば30年で40%くらい減ると思うんですけど、そういったものを前提として国土のあるべき姿みたいなものを、実はこの国土利用計画の中にも書いてあるんです。そういった俯瞰した意味で、人口減少していく時に、どんな土地利用がなされるべきなのかということも、各部門では出来ないことを是非とも議論していただけたらな、と。あとは、去年の11月に温暖化の適応策というのを国が閣議決定したんですけど、この前の鬼怒川の災害じゃないですけど、北海道も含めて豪雨なりが降る可能性は高くなってきた時に、今の土地利用のかたちで良いのかといったものを、この参考資料の右側に「巨大災害」と書いてあるのが国土強靱化の議論も含めて今、随分なされていることですので、そういった災害に強い、でも自然豊かな北海道をどう実現するかということも議論できればなあ、と思います。あの、是非ですね、一時間でそれを見るというのは絶対無理なので、事前にいただいて、今、骨子はこんな形で考えていて、全体の文章はこうであるというのを事前に見てきていただいて、この会議でやった方が良くと思います。

よろしく申し上げます。

□ 事務局（佐々木計画推進担当局長）

本日の審議会に諮問しておりました北海道土地利用基本計画の変更につきまして、ただ今、ご了承いただきましたことに、心よりお礼申し上げます。

道といたしましては、後日、変更についての答申をいただきましたら、国土利用計画法の規定に基づきまして、国土交通大臣と協議を行った後、3月中旬を目途に決定し、公表してまいりたいと考えております。

また、先ほど、会長の方からお話しがございましたが、国土利用計画（北海道計画）の変更につきましては、大変面倒な作業ですが、是非お付き合いいただければなと思っております。人口の減少ですとか国土の強靱化、あらゆる問題がある中、ちょうど、畠山委員にご参加いただいているのですが、「新たな総合計画」というのを我々、大きな計画として策定しているところでございます。そういった議論などを踏まえながら、この国土利用計画は特定分野別計画ということで、国での計画も踏まえながら北海道独自のものを、それについてもご意見を伺いながら進めてまいりたいと思っておりますので、是非ともよろしくお願いたします。

大変長時間でありましたが、本日はどうもありがとうございました。